

◎ 県内自主避難者への借上げ住宅支援について

福島県内に自主的に避難している世帯のうち、子ども又は妊婦のいる世帯に、福島県内の借上げ住宅について支援を実施します。

対象になる世帯

平成23年3月11日以降、平成24年11月1日までに福島県内に自主避難した世帯のうち子ども又は妊婦のいる世帯

入居期間

平成26年3月31日まで

受付期間

平成24年11月15日から平成24年12月28日まで
ただし、福島県外へ自主避難している子ども又は妊婦のいる世帯（既に応急仮設住宅などに入居している世帯に限る）が福島県内へ戻る場合については、当面の間受付を行います。

受付窓口

避難元（従前の居住地）の市町村役場

- ・過去（支払い済み）の家賃等は支援対象外です。
- ・県の家賃負担は、借り上げ住宅の申し出を市町村が受付した日から対象とします。
- ・家賃上限額などの取扱いは、福島県借上げ住宅実施要綱に準じます。
- ・市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象とします。
- ・子ども又は妊婦のいる世帯とは、平成24年11月1日時点で、子ども（平成23年3月11日時点で18歳以下）又は妊婦のいる世帯です。

問い合わせ先

制度の考え方等に関すること：福島県避難者支援課 電話024-521-8306
契約・支払い等に関すること：福島県建築指導課分室2 電話024-521-5764